

# 平成30年度 第1回 多治見市風景審議会 議事要旨

日 時：平成30年11月21日（水） 10:00～11:20

場 所：多治見市役所 本庁舎 2階大会議室

## ■出席者

委員： 豊田洋一委員、若尾光秀委員、清水登志子委員、桂川麻里委員  
日東英成委員、石田弘美委員

(敬省略)

(欠席) 松本三千代委員

事務局： 細野都市計画部長、  
林都市政策課長、井出課長代理、小林主査、岡田主査

## ■第1回 多治見市風景審議会 次第

1. 都市計画部長挨拶
2. 風景審議会について
3. 委員自己紹介
4. 会長及び副会長選任
5. 議題
  - (1) たじみ風景絵画コンクール 2018 作品 審査
  - (2) 上半期事業報告
  - (3) たじみ風景絵画コンクール 2018 作品 審査結果報告
6. その他

## ■決定事項

審査結果から小学生の部として最優秀賞1作品、優秀賞3作品、中学生の部として最優秀賞1作品、優秀賞3作品を選出。

## ■各議題に関する意見など

□議題1 たじみ風景絵画コンクール 2018 作品 審査に関する委員意見

質問事項

- 1) 展示会は応募全作品を展示するのか。

事務局回答

- 1) 応募全作品を展示する。

## □議題2 上半期事業報告に関する委員意見

### 質問事項

- 1) 簡易除却は事前通告等なく行うのか。
- 2) 公共の場に広告物を掲示することがいけないのか、民地であれば自由に掲示できるのか。また、許可を取ればどのようなものでも掲出できるのか。許可物件か否かは、何を見たらわかるのか。
- 3) 議員の個人ポスターや立看板は許可されているのか。また、道路敷や電柱などの公共物に掲示できるのか。
- 4) 懸垂幕も屋外広告物条例の規制対象となるか。

### 事務局回答

- 1) はり紙等の簡易な広告物は、多治見市屋外広告物条例に違反している場合、通告せずとも除却ができる。ただし、立て看板等の脚のある広告物については、除却後に告示し、一定期間保管した後、廃棄する。  
また、野立て等の簡易に移動できない屋外広告物が違反している場合は、除却せず、持ち主又は表示者へ指導通告を行っている。
- 2) 常時、屋外で公衆に表示するものは、公地、民地に関わらず全て屋外広告物条例の規制対象となる。掲出には多治見市屋外広告物条例の基準を満たさなくてはならない。許可物件には市が発行する許可シールが貼られているか、又は、許可証印が押されている。
- 3) 議員等の政治活動ポスターについては、公職選挙法など、別の法令で定められた基準があり、屋外広告物法の規制対象外となる。掲示場所が民地の場合は、その土地の所有者の許可を得て、公地の場合は、占用の許可を得ることができれば掲示が可能。
- 4) 懸垂幕や、横断幕等の幕も多治見市屋外広告物条例の規制対象。

## □議題3 その他意見交換

- 1) オリベストリートのように、歴史的な景観が残っているところについて、安全性への配慮も大切だと思うが、緑色、赤色の舗装が目まぶしい。景観に配慮している地域の道路の色として、緑色というのはどうなのか。舗装色を決める際、景観やまちなみの保管の面から、専門家や、住民が関わり、意見聴取やアドバイスがなされたのか。

### 事務局回答

- 1) 昨年度に色が塗り直された。今までは舗装そのもので緑が使われていたため趣もあったが、今回は舗装の上から色を塗ったことから緑が際立つ結果となった。県事業であるため経緯を確認する。大規模行為に該当するものであれば、事前に市に通知を受け、審査し、意見を述べる機会があるが、本件については大規模行為の対象外であった。大規模行為に該当しないと把握しようがなく、施工前に意見を述べることは難しい。ただ、このようなご意見があったことを伝えることはできるので、機会を捉えて伝えたい。